

国会等の移転の検討状況について

資料 8

国会等移転に関する主な経緯

(1) 審議会答申までの動き

国会等の移転に関する決議

(平成2年11月 衆・参本会議で採択)

衆・参 国会等の移転に関する特別委員会 設置 (H3.8)

国会等の移転に関する特別委員会は、以降、第156回国会(H15.7会期末)まで、ほぼ毎国会において設置された。

国会等の移転に関する決議

わが国は、明治以来近代化をなしとげ、第二次世界大戦後の荒廃から立ち上がり、今日の繁栄を築きあげてきた。今後の課題は、国民がひとしく豊かさを実感する社会を実現し、世界の人々との友好親善を深め、国際社会に貢献していくことである。

わが国の現状は、政治、経済、文化等の中枢機能が首都東京へ集中した結果、人口の過密、地価の異常な高騰、良好な生活環境の欠如、災害時における都市機能の麻痺等を生ぜしめるとともに、地域経済の停滞や過疎地域を拡大させるなど、さまざまな問題を発生させている。

これら国土全般にわたって生じた歪を是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、さらに、二十一世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。

政府においては、右の趣旨を体し、その実現に努力すべきである。
右決議する。

「国会等の移転に関する決議」 平成二年十一月七日 衆・参両院において決議

国会等の移転に関する法律（H4.12施行、議員立法）

前文(抄)

（略）

このような状況にかんがみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進めることは、我が国が新しい社会を建設するため、極めて緊要なことである。

もとより、国会等の移転のみで問題が解決するものではなく、これと併せ、地方分権その他の行財政の改革等を推進することにより、自主的で創造的な地域社会の実現を図っていくことが肝要であり、また国会等の移転をそのような改革の契機として活用していくことが重要であると確信する。

ここに、国会等の移転を目指して、その具体化の推進のために積極的な検討を行うべきことを明らかにし、そのための国の責務、基本指針、移転先候補地の選定体制等について定めるため、この法律を制定する。

国会等移転調査会 設置（H5.4 総理府に設置）

移転の対象の範囲、移転先の選定基準等について調査審議

国会等移転調査会報告（H7.12）→内閣総理大臣から国会に報告

国会等の移転に関する法律の一部改正（H8.6 施行、議員立法）

国会等移転審議会 設置（H8.12 総理府に設置）

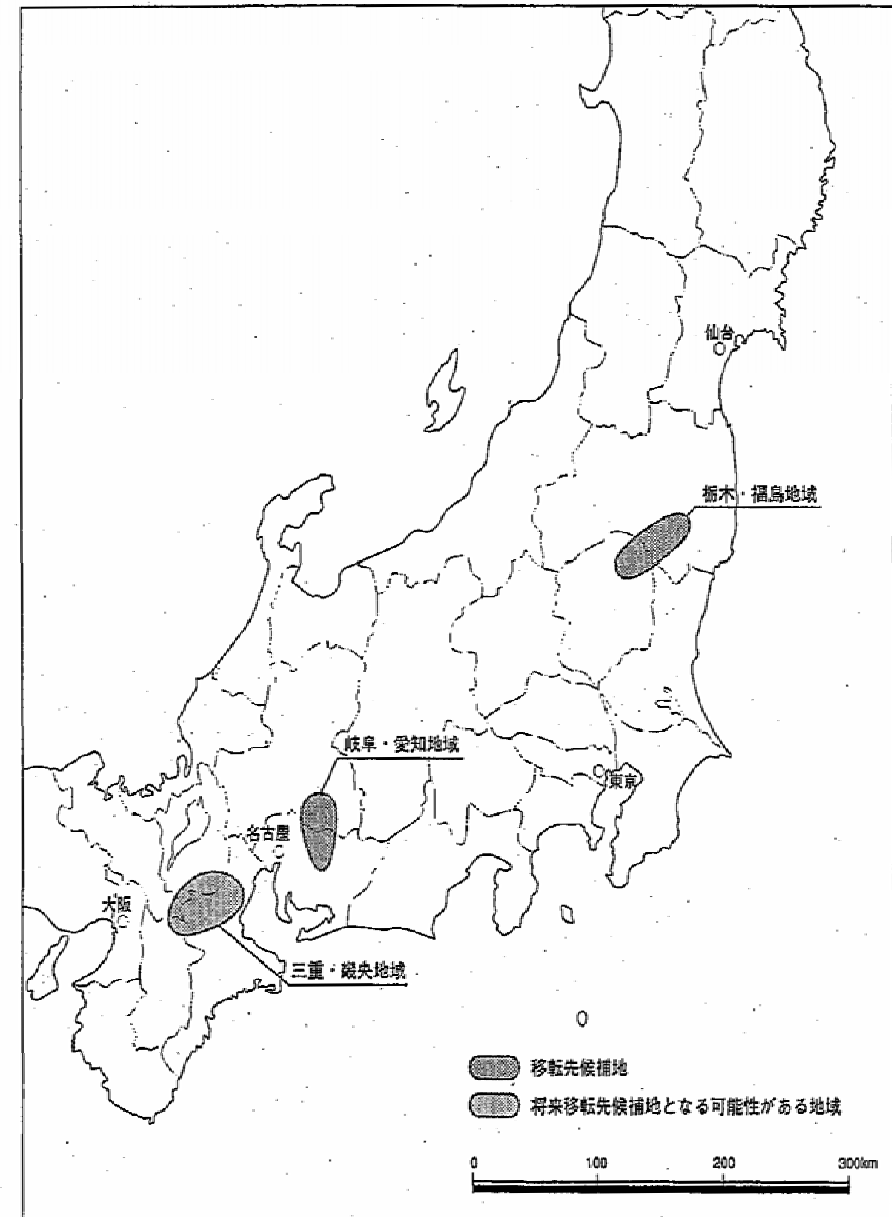
国会等の移転先の候補地の選定等について調査審議

国会等移転審議会答申（平成11年12月20日） 抜粋

移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。

「三重・畿央地域」は、他の地域にはない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。

→ 内閣総理大臣から国会に報告
(平成11年12月21日)



(2) 答申後の国会の動き

国会等の移転に関する法律

第四章 移転に関する決定

第22条 審議会の答申が行われたときは、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討されるものとする。

第23条 移転を決定する場合には、第13条第2項の規定による報告を踏まえ、移転先について別に法律で定める。

第13条 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、移転先の候補地（以下「候補地」という。）の選定及びこれに関連する事項について調査審議する。

2 内閣総理大臣は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

衆議院

国会等の移転に関する特別委員会

H15.5.28 中間報告 (5.29本会議報告)

過去12年間にわたる議論を通じ、委員会の大半の意見は「移転を実現すべし」とするものであった。

最終段階における議論としては、直ちに国会等の移転を決すべきとの意見もあったが、社会経済情勢の変化を十分に踏まえ、移転の規模・形態等について、さらに議論を続けるべきとの方向であり、特に、審議会答申を基本とした上で、国会等を分散して移転すべきとの新たな発想が示された。

両院の密接な連携の下に検討を進め結論を得られるよう要請する。

参議院

国会等の移転に関する特別委員会

H15.6.11 中間報告 (6.13本会議報告)

直ちに移転すべきかどうかについては、議論が収斂するには至らなかった。

しかし、大地震等にさらされた場合、深刻な危機を招来することになりかねないことから、本委員会としては、今日の経済財政情勢、国民の合意形成の状況等を勘案し、防災対応機能、危機管理機能の中枢を優先して移転させるとともに、その他の機能についても、移転先を決定し、移転を実施すべきものと考える。

引き続き、両院の密接な連携の下に議論を進めることが必要と考える。

国会等の移転に関する政党間両院協議会 平成15年6月16日 設置

(これまでに15回開催)

事務局(H17設置):

衆議院災害対策調査室、国土交通調査室

参議院内閣調査室、国土交通調査室

座長とりまとめ

平成16年12月22日

衆議院議院運営委員長

川崎二郎 殿

〔溝手顕正 参議院議院運営
委員長にも提出〕

国会等の移転に関する政党間両院協議会

座長(衆議院)

鈴木恒夫

座長(参議院)

斎掛哲男

「座長とりまとめ」(H16.12.22)

→衆・参の議院運営委員長に報告

「国会の意思を問う方法」について検討を重ねてきたが、国会等の移転は、国と地方の新たな関係、防災、危機管理のあり方など、密接に関連する諸問題に一定の解決の道筋が見えた後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきものであるとの意見が多くを占めた。

当協議会としては、今後は、上記意思決定に向けた議論に資するため、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能(いわゆるバックアップ機能)の中枢の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする。

平成18年度に、防災、とりわけ危機管理機能(いわゆるバックアップ機能)の中枢の優先移転などの考え方を探るための経費として、衆参の事務局に、議員調査旅費等の所要の予算が計上されている。

国土交通省においても、これと連携し協力していくこととしている。

国会等の移転に関しては、平成2年に「国会の移転に関する決議」を行い、さらに、平成4年に制定した国会等の移転に関する法律に基づき、その検討を行ってきたところである。

政治、経済、人口等が集中する東京圏が大規模地震災害等により被災した場合、日本経済は当然のこと、世界経済にも計り知れない影響を与え、また、国民生活に欠くことのできないライフラインの破壊、新幹線、空港等の交通網の混乱、治安の悪化等混乱を極めることは明らかである。このような事態に備えるため、危機管理の一環として国の中枢機関である国会等を東京圏以外へ移転させることの重要性はむしろ増していると言える。

さらに、環境破壊による地球温暖化対策、交通渋滞の解消、地方経済の活性化等の観点からも、国会等の移転の必要性は高まっている。

一方で、近年、我が国の社会経済状況は著しく変化し、少子高齢化の急速な進行にともなって総人口の減少局面も間近に迫ってきている。こうした状況の中で、地方分権の推進や道州制等を含めた国と地方の新たな関係の構築、今般の新潟県中越地震を踏まえた防災、危機管理のあり方など国会等の移転に密接に関連する諸問題が生じてきており、これらについて様々な議論が始められている。

当協議会は、平成15年6月の発足以来、「国会の意思を問う方法」について衆参両院の密接な連携の下に検討を重ねてきたところであるが、国民全体の将来に関わる最重要の課題である国会等の移転は、先に掲げた諸問題への対応と十分整合を図った上で結論を出すべきものであり、こうした諸問題に一定の解決の道筋が見えた後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきものであるとの意見が多くを占めた。

当協議会としては、今後は、上記意思決定に向けた議論に資するため、政府その他の関係者の協力を得て、平成15年の衆参両院の国会等の移転に関する特別委員会中間報告に示された分散移転や防災、とりわけ危機管理機能(いわゆるバックアップ機能)の中枢の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする。